しあわせ

令和4年6月27日施行

「八代市部落差別をはじめあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例」

～一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりをめざして～

▲条例第182号

部落差別をはじめすべての差別をなくす「人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ」

12月2日、八代市公民館にて部落差別をはじめすべての差別をなくす「人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ」を開催しました。このイベントは、部落差別をはじめすべての差別をなくす八代地域児童生徒実行委員会、八代地域人権教育のための推進会議、八代市教育委員会、氷川町（組合）教育委員会の主催により、八代地域の一体となった人権同和教育・啓発の活動を大きく広げるために取り組んでいる事業で、当日は、若鳩解放子ども会、宮地小学校、第二中学校のステージ発表のほか取り組み発表など動画による紹介がありました。

▲当日、会場の様子

差別のない誰もがいきいきと暮らせる八代づくり

八代市人権問題啓発推進協議会
会長（八代市長）
中村　博生

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、人権教育、人権啓発を推進しています。

しかしながら、私たちの周りには、今もなお、人権問題に関する理解や知識の不足、誤解による差別や偏見が存在しております。近年では、SNS等が普及したことで、インターネット上において匿名で行われる特定の個人を対象とした誹謗中傷やいじめ、差別を助長する表現が投稿されるなど、人権に関する新たな問題も発生していることから、人権教育・啓発活動にも工夫が求められています。

本協議会としましても、このような変化に的確に対応し、誰もがいきいきと暮らせる、差別のない、明るい社会づくりを進めていくためにも、様々な人権課題に焦点を当て、WEB講座や啓発用動画のオンライン配信など様々な手法を用いて、更なる啓発に取り組んでまいります。

また、本年度は四千百点を超える「人権作品」の応募をいただいており、今後、市内の小・中・支援学校や公共施設等での展示を行います。ご応募いただきました皆様に、この場をお借りして心より御礼を申し上げますとともに、作品をご覧になられた皆様が、人権問題への理解を深め、豊かな人権感覚を身につけていただく一助となりますことを願っています。

今後も、いじめや差別のない明るい八代市を築くために、市民の皆さまと協力して取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題について、みなさんで話し合いましょう！

日本では、近年、さまざまな差別に対する法律が施行されています。人権問題について、一緒に考え、差別や偏見のない明るい社会を作りましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）　※平成28年4月1日施行

障害者差別解消法は、障がい者差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としており、国や地方公共団体などの行政機関と民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務付けています。

また、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは内閣府のホームページ　http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）　※平成28年6月3日施行

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省のホームページ　http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）　※平成28年12月16日施行

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案などが発生しています。

部落差別についての誤った知識や偏見は、差別意識を助長する原因になります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは法務省ホームページ内の資料　http://www.moj.go.jp/content/001236563.pdf

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）　※令和元年5月24日施行

この法律は、北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目的としています。

国内でも先住民族がいることを理解し、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

書道の部

鏡小学校1年
荻　翠菜
（おぎ　すいな）

八千把こども園
吉尾　弥子
（よしお　みこ）

代陽小学校6年
中村　梨子
（なかむら　りこ）

麦島小学校5年
三島　佳子
（みしま　かこ）

千丁中学校3年
蓑田　菜摘
（みのだ　なつみ）

麦島小学校3年
深田　真麻
（ふかだ　まあさ）

麦島小学校2年
嶋田　麗夏
（しまだ　れいな）

鏡中学校1年
田島　望愛
（たじま　のぞみ）

麦島小学校4年
石田　カンナ
（いしだ）

八代高等学校1年
古川　菜々
（ふるかわ　なな）

鏡中学校2年
水落　和音
（みずおち　かずね）

標語の部

ひろげよう
みんなのやさしさ　あたたかさ

一見小学校1年　川口（かわぐち）　茉乃花（まのか）

たすけてと
言われるまえに　気づきたい

鏡小学校2年　宮崎（みやざき）　迅大（はやと）

いじめダメ
いつか自分も　きられる

植柳小学校3年　澤田（さわだ）　莉歩（りと）

一言が
きずなをかえる　分かれ道

日奈久小学校4年　丸山（まるやま）　明日香（あすか）

「また明日」
笑顔で言える　毎日を

八代小学校5年　岡田（おかだ）　大誇（たいご）

悪口は
自分の心　うつしてる

代陽小学校6年　山本（やまもと）　起郎（たつろう）

大切にしよう 人の心と自分の心
尊重しよう 人の個性と自分の個性

坂本中学校1年　福山（ふくやま）　和奏（わかな）

目指そうよ
学んで摘み取る　差別の芽

第六中学校2年　下川（しもかわ）　心優（みゆ）

その投稿
名前をだして　言えますか？

第二中学校3年　吉永（よしなが）　昊生（こう）

大丈夫？
書く前に一度　考えて

八代農業高等学校泉分校1年　藤田（ふじた）　昊大（こうた）

変わろうよ
小さな勇気が　架け橋だ

八代高等学校2年　宮本（みやもと）　千愛（せな）

認め合う
どれも素敵な　ひとつの個

八代農業高等学校泉分校3年　福山（ふくやま）　羅夢（らむ）

絵はがきの部

太田郷小学校2年　町浦（まちうら）　百蘭（ゆら）

第七中学校3年　園田（そのだ）　大翔（ひろと）

第七中学校2年　武原（たけはら）　杏樹（あんじゅ）

太田郷小学校5年　井口（いのくち）　楓雅（ふうが）

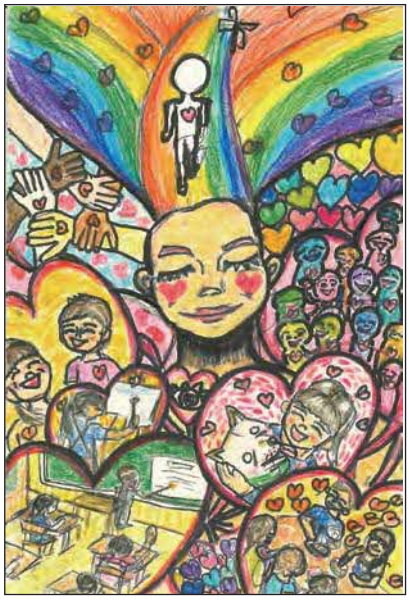

八代工業高等学校（定時制）2年　岡下（おかした）　実生（みお）

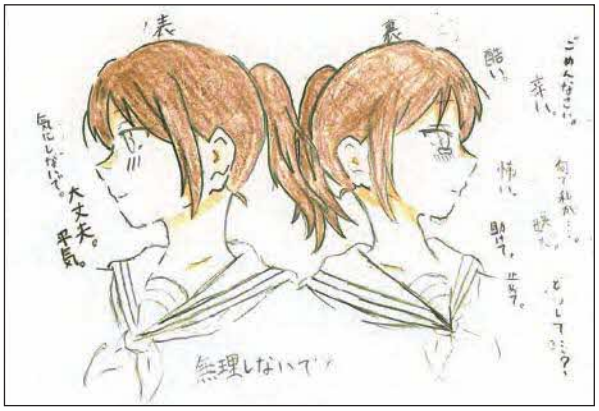

第七中学校1年　湯野（ゆの）　愛優美（あゆみ）

一般　楠原（くすはら）　なぎさ

ポスター・グループ作品の部

龍峯小学校1年　藤法（ふじのり）　燈真（とうま）

千丁小学校4年　樋口（ひぐち）　陽菜子（ひなこ）

太田郷小学校3年　米村（よねむら）　心伶（みれい）

代陽小学校2年　和久田（わくだ）　一翔（かずと）

八代支援学校小学部4年のみなさん

麦島小学校6年　竹口（たけぐち）　莉子（りこ）

八竜小学校5年　松寺（まつでら）　伊千乃（いちの）

第二中学校3年　西村（にしむら）　頌子（しょうこ）

千丁中学校2年　江嶋（えじま）　琉衣（るい）

鏡中学校1年　岩永（いわなが）　樹菜（きな）